官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件（金融庁六五、六六）　二
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件
○登記回復に関する件（法務一〇六）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務二五八、二五九）　二
○カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン河下流域における洪水及び干ばつのリスク管理強化計画のための贈与に関する日本国政府とメコン河委員会との間の書簡の交換に関する件（同二六〇）
○ドゥリケル病院外傷・救急センター整備計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（同二六一）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六二）
○プンプレック上水道拡張計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六三）
○全国電子基準点網整備計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六四）　二
○個人情報の保護に関する法律施行令第二十七条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を定める件の一部を改正する件（国税庁一五）
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を定める件の一部を改正する件（同一六）
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一〇七一）
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一〇七二）
○高速自動車国道に関する件（国土交通五〇〇～五〇二）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（同五〇三～五〇八）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委一〇）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委一六）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委一八）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委一〇三）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委九〇）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委一三三）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（鳥取県公安委六三）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（島根県公安委一二）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委八三）　四
〔人事異動〕
公正取引委員会　復興庁　最高裁判所　六
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
官庁事項
梯川水系、円山川水系及び加古川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）　一二
〔公　告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五二）　一二
諸事項
官庁
登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他　三〇

法規的告示

○金融庁告示第六十五号

株式会社三菱ＵＦＪ銀行が令和七年一月三十一日付けでａｕじぶん銀行株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定により株式会社三菱ＵＦＪ銀行に対する同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

金融庁長官　伊藤　豊

○金融庁告示第六十六号

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループが令和七年一月三十一日付けでａｕじぶん銀行株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定により株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループに対する同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

金融庁長官　伊藤　豊

その他告示

○総務省告示第二百五十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　豪州（ブリスベン）における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年七月七日から令和七年八月四日まで
三　派遣人数（概数）　二十人程度
四　派遣地域　オーストラリア連邦

○法務省告示第百六号

福井地方法務局小浜支局に備えてあった福井県小浜市下田一五号大河原二六番一の土地の登記簿が滅失した。

滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、令和七年七月四日から令和七年十月四日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。

令和七年七月四日

法務大臣　鈴木　馨祐

○外務省告示第二百五十八号

平成三十年六月二十七日にバグダッドで、円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の平成十九年四月九日付けの交換公文に従ってイラク共和国政府に供与されることになった原油輸出施設復旧計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がイラク共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和三年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、イラク共和国政府との間に行われた。

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百五十九号

令和六年六月二十六日にバグダッドで、円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の平成十九年四月九日付けの交換公文に従ってイラク共和国政府に供与されることになった原油輸出施設復旧計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和三年六月二十九日付けの口上書により令和六年六月三十日まで延長された。）がイラク共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより更に令和十一年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、イラク共和国政府との間に行われた。

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百六十号

令和七年三月七日にビエンチャンで、カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン河下流域における洪水及び干ばつのリスク管理強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がメコン河委員会との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　メコン河下流域における洪水及び干ばつのリスク管理強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億二千五百万円
3　署名者
日　本　側　小泉勉在ラオス大使
メコン河委員会側　ブサディー・サンティピタクス事務局長

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百六十一号

令和七年五月十六日にカトマンズで、ドゥリケル病院外傷・救急センター整備計画のための贈与に関する令和五年十月五日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「三十八億六千九百万円」に改める。
2　署名者
日　本　側　前田徹在ネパール大使
ネパール側　ガンシャム・ウパディヤヤ財務省次官

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百六十二号

令和七年六月五日にウランバートルで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　三億四千二百万円
3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　井川原賢在モンゴル大使
モンゴル側　ボルド・ジャブフラン大蔵大臣代行

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百六十三号

令和七年三月二十五日にプノンペンで、プンプレック上水道拡張計画のための贈与に関する令和四年十一月十二日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「五十二億千百万円」に改める。
2　署名者
日　本　側　植野篤志在カンボジア大使
カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百六十四号

令和七年三月二十五日にプノンペンで、全国電子基準点網整備計画のための贈与に関する令和五年十月二十六日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「十九億三千八百万円」に改める。
2　署名者
日　本　側　植野篤志在カンボジア大使
カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

○国税庁告示第十五号

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十七条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金でするとができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月四日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
事務所	所在地	事務所	所在地
（略）	（略）	（略）	（略）
府中税務署	広島県府中市鵜飼町五百五十五番地四十	府中税務署	広島県府中市府川町百四十三番地一
（略）	（略）	（略）	（略）

○国税庁告示第十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月四日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
事務所	所在地	事務所	所在地
（略）	（略）	（略）	（略）
府中税務署	広島県府中市鵜飼町五百五十五番地四十	府中税務署	広島県府中市府川町百四十三番地一
（略）	（略）	（略）	（略）

○農林水産省告示第千七十一号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Phaseolus vulgaris L.	トーホクつるなし1号	株式会社トーホク 栃木県宇都宮市東町309	第36654号 令和７年５月９日
Phlox L.	GFS-1	小波輝昌 茨城県筑西市藤ケ谷2912番地	第35581号 令和７年５月19日

○農林水産省告示第千七十二号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Hydrangea L.	Hokomasho	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands Hortevе Breeding B.V. Drie Kolommenplein 13, 1431LB Aalsmeer, The Netherlands	第34029号 令和７年５月29日
Lactuca sativa L.	パコパブロ	ツルタのタネ株式会社 群馬県伊勢崎市赤堀今井町二丁目1098番地10	第36108号 令和７年５月13日
Lagerstroemia L.	PMC35	Capstone Plants Inc. 201 P.R 5180, Grand Saline, Texas, 75140, USA	第31923号 令和７年５月23日
〃	PMC23	〃	第31924号 令和７年５月23日
〃	PMC10	〃	第31925号 令和７年５月23日
〃	PMC39	〃	第31926号 令和７年５月23日
〃	PMC47	〃	第31927号 令和７年５月23日

Rosa L.	KORCUT0486	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	第35340号 令和７年５月27日
〃	RUIMCR0024	De Ruiter Intellectual Property B.V. Meerlandenweg 55, 1187ZR Amstelveen, The Netherlands	第35682号 令和７年５月27日

○国土交通省告示第五百号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月四日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

東海北陸自動車道　南砺市楮字北谷一三七番四から同市東赤尾字大谷一六番　令和七年七月五日六時

○国土交通省告示第五百一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
中津川市神坂字小森一九八四番一から同市神坂字小森一九七三番まで	前	最大 一六五 最小 六九	四九
	後	最大 一六五 最小 九九	

○国土交通省告示第五百二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
郡上市大和町神路字井ノ上一五七七番一から同市大和町神路字井ノ上一五七八番六まで	前	最大 三六 最小 二一	六
	後	最大 三六 最小 二一	

○国土交通省告示第五百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

城平川一

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県東諸県郡綾町大字入野の区域内の土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、二点と三点を町道川端・城平線の道路敷に沿って結んだ線、三点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	31°59′31.3022″	131°16′14.8205″
2	31°59′30.0872″	131°16′13.9004″
3	31°59′30.3582″	131°16′13.5292″
4	31°59′30.4184″	131°16′13.5900″
5	31°59′30.5334″	131°16′13.0725″
6	31°59′31.2263″	131°16′12.1876″
7	31°59′31.0782″	131°16′12.0623″
8	31°59′31.3654″	131°16′11.5797″
9	31°59′31.3761″	131°16′11.0373″
10	31°59′31.5164″	131°16′10.9328″
11	31°59′32.9420″	131°16′13.2561″
12	31°59′32.8845″	131°16′13.7210″
13	31°59′31.7544″	131°16′14.8889″

○国土交通省告示第五百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南割付谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県東諸県郡綾町大字北俣の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°00′33.7112″	131°13′57.8701″
2	32°00′33.5801″	131°13′57.0829″
3	32°00′33.2305″	131°13′56.4318″
4	32°00′33.6118″	131°13′55.0720″
5	32°00′33.7779″	131°13′54.6575″
6	32°00′34.1682″	131°13′55.0299″
7	32°00′34.3257″	131°13′55.4702″
8	32°00′34.4977″	131°13′56.2349″
9	32°00′35.2343″	131°13′56.6709″
10	32°00′34.7123″	131°13′57.5353″
11	32°00′34.7317″	131°13′57.6845″

○国土交通省告示第五百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浦ノ田谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県東諸県郡綾町大字北俣の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°00′40.0113″	131°13′56.6667″
2	32°00′38.9933″	131°13′56.2002″
3	32°00′38.6332″	131°13′54.6869″
4	32°00′38.2740″	131°13′53.6518″
5	32°00′39.5609″	131°13′52.7802″

6	32° 00′ 40.3988″	131° 13′ 54.0432″
7	32° 00′ 40.7101″	131° 13′ 55.2353″
8	32° 00′ 39.8802″	131° 13′ 55.8454″
9	32° 00′ 39.1984″	131° 13′ 55.5710″
10	32° 00′ 39.1952″	131° 13′ 55.8321″
11	32° 00′ 39.4182″	131° 13′ 56.0533″
12	32° 00′ 39.5467″	131° 13′ 56.0403″
13	32° 00′ 39.9089″	131° 13′ 56.1695″
14	32° 00′ 40.0092″	131° 13′ 56.3155″
15	32° 00′ 40.0754″	131° 13′ 56.5341″

○国土交通省告示第五百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

穴沢

二　砂防法第二条の土地の表示

岩手県下閉伊郡岩泉町穴沢の区域内の土地のうち、次の一点から六十二点までを順次結んだ線及び一点と六十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39° 51′ 47.0524″	141° 40′ 27.9871″
2	39° 51′ 47.1618″	141° 40′ 28.0950″
3	39° 51′ 47.2734″	141° 40′ 28.2050″
4	39° 51′ 47.4589″	141° 40′ 28.6488″
5	39° 51′ 47.6239″	141° 40′ 29.0430″
6	39° 51′ 48.0050″	141° 40′ 29.2947″
7	39° 51′ 48.2009″	141° 40′ 29.7321″
8	39° 51′ 48.4903″	141° 40′ 29.2319″
9	39° 51′ 48.6233″	141° 40′ 29.1311″
10	39° 51′ 48.7582″	141° 40′ 29.1805″
11	39° 51′ 48.8288″	141° 40′ 29.1634″
12	39° 51′ 48.8661″	141° 40′ 29.1851″
13	39° 51′ 48.9180″	141° 40′ 29.2499″
14	39° 51′ 49.0940″	141° 40′ 29.3054″
15	39° 51′ 49.3411″	141° 40′ 29.2634″
16	39° 51′ 49.7254″	141° 40′ 29.3005″
17	39° 51′ 50.0481″	141° 40′ 29.3635″
18	39° 51′ 50.5557″	141° 40′ 29.3485″
19	39° 51′ 51.3284″	141° 40′ 29.0228″
20	39° 51′ 51.5202″	141° 40′ 28.9796″
21	39° 51′ 51.5718″	141° 40′ 29.1856″
22	39° 51′ 51.3878″	141° 40′ 29.2676″
23	39° 51′ 50.7710″	141° 40′ 29.5277″
24	39° 51′ 50.4362″	141° 40′ 29.6593″
25	39° 51′ 50.1503″	141° 40′ 29.7717″
26	39° 51′ 49.5596″	141° 40′ 30.1358″
27	39° 51′ 49.3332″	141° 40′ 30.3285″
28	39° 51′ 49.0560″	141° 40′ 30.5890″
29	39° 51′ 48.9439″	141° 40′ 30.6290″
30	39° 51′ 48.7347″	141° 40′ 30.6685″
31	39° 51′ 48.3313″	141° 40′ 30.6332″
32	39° 51′ 48.2934″	141° 40′ 31.0097″
33	39° 51′ 48.2496″	141° 40′ 31.6613″
34	39° 51′ 48.7502″	141° 40′ 32.1193″
35	39° 51′ 49.1838″	141° 40′ 32.6813″
36	39° 51′ 49.4531″	141° 40′ 32.8432″
37	39° 51′ 49.9366″	141° 40′ 32.9116″
38	39° 51′ 50.2423″	141° 40′ 33.0264″
39	39° 51′ 50.7687″	141° 40′ 33.0940″
40	39° 51′ 50.7603″	141° 40′ 33.1833″
41	39° 51′ 50.6162″	141° 40′ 33.3256″
42	39° 51′ 50.3811″	141° 40′ 33.3942″
43	39° 51′ 49.9121″	141° 40′ 33.1713″
44	39° 51′ 49.5777″	141° 40′ 33.2538″
45	39° 51′ 49.1915″	141° 40′ 33.1925″
46	39° 51′ 48.7920″	141° 40′ 32.9591″
47	39° 51′ 48.4740″	141° 40′ 32.5974″
48	39° 51′ 48.2996″	141° 40′ 32.5487″
49	39° 51′ 47.8211″	141° 40′ 32.1878″
50	39° 51′ 47.5313″	141° 40′ 31.7907″
51	39° 51′ 47.3516″	141° 40′ 31.1491″
52	39° 51′ 47.1720″	141° 40′ 30.5076″
53	39° 51′ 47.0595″	141° 40′ 30.5735″
54	39° 51′ 46.8153″	141° 40′ 29.8713″
55	39° 51′ 46.9577″	141° 40′ 29.7879″
56	39° 51′ 47.0874″	141° 40′ 29.6225″
57	39° 51′ 47.0151″	141° 40′ 29.3994″
58	39° 51′ 46.7803″	141° 40′ 29.1077″
59	39° 51′ 46.6983″	141° 40′ 28.5939″
60	39° 51′ 46.6413″	141° 40′ 28.2475″
61	39° 51′ 46.6922″	141° 40′ 28.2019″
62	39° 51′ 46.7658″	141° 40′ 28.1590″

○国土交通省告示第五百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小バタケ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭の区域内の土地のうち、次の一点から百五十五点までを順次結んだ線及び一点と百五十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39° 57′ 19.0759″	141° 48′ 31.0648″
2	39° 57′ 19.1476″	141° 48′ 31.0785″
3	39° 57′ 19.2047″	141° 48′ 30.9659″
4	39° 57′ 19.1520″	141° 48′ 30.6734″
5	39° 57′ 19.0709″	141° 48′ 30.4391″
6	39° 57′ 19.0235″	141° 48′ 29.9882″
7	39° 57′ 18.9214″	141° 48′ 29.5927″
8	39° 57′ 18.8763″	141° 48′ 29.1594″
9	39° 57′ 18.8862″	141° 48′ 28.7225″
10	39° 57′ 18.9326″	141° 48′ 27.8793″
11	39° 57′ 18.9359″	141° 48′ 27.8163″
12	39° 57′ 18.9760″	141° 48′ 27.0385″
13	39° 57′ 19.0162″	141° 48′ 26.1974″
14	39° 57′ 19.0820″	141° 48′ 25.4185″
15	39° 57′ 19.0765″	141° 48′ 25.0912″
16	39° 57′ 19.0165″	141° 48′ 24.9090″
17	39° 57′ 19.0731″	141° 48′ 24.8022″
18	39° 57′ 19.0495″	141° 48′ 24.2880″
19	39° 57′ 19.0464″	141° 48′ 24.2216″
20	39° 57′ 18.7904″	141° 48′ 23.8801″
21	39° 57′ 18.7665″	141° 48′ 23.7462″
22	39° 57′ 18.6794″	141° 48′ 23.2646″
23	39° 57′ 18.7384″	141° 48′ 23.0040″
24	39° 57′ 18.6674″	141° 48′ 22.9311″
25	39° 57′ 18.6479″	141° 48′ 22.7914″

26	39°57′18.6334″	141°48′22.6876″
27	39°57′18.6588″	141°48′22.5091″
28	39°57′18.5697″	141°48′22.1026″
29	39°57′18.3342″	141°48′21.3046″
30	39°57′18.1394″	141°48′21.0246″
31	39°57′18.0917″	141°48′21.0722″
32	39°57′17.9867″	141°48′21.1769″
33	39°57′17.4226″	141°48′21.1170″
34	39°57′17.1117″	141°48′20.6030″
35	39°57′16.5306″	141°48′21.0992″
36	39°57′16.3459″	141°48′20.8891″
37	39°57′16.2715″	141°48′20.8044″
38	39°57′16.2928″	141°48′20.7702″
39	39°57′16.5112″	141°48′20.4198″
40	39°57′16.3612″	141°48′20.0549″
41	39°57′15.8802″	141°48′19.4229″
42	39°57′15.6343″	141°48′19.2752″
43	39°57′15.3482″	141°48′19.2883″
44	39°57′15.0094″	141°48′18.8688″
45	39°57′14.8798″	141°48′18.4266″
46	39°57′14.7331″	141°48′17.5802″
47	39°57′14.6395″	141°48′17.0604″
48	39°57′14.6388″	141°48′16.3643″
49	39°57′14.8066″	141°48′16.0882″
50	39°57′14.6832″	141°48′15.6840″
51	39°57′14.6873″	141°48′15.2492″
52	39°57′14.5960″	141°48′14.8473″
53	39°57′14.5236″	141°48′14.4390″
54	39°57′14.4929″	141°48′14.3507″
55	39°57′14.5346″	141°48′14.3263″
56	39°57′14.5667″	141°48′14.4184″
57	39°57′14.9231″	141°48′14.7889″
58	39°57′15.2461″	141°48′15.2581″
59	39°57′15.5208″	141°48′15.7569″
60	39°57′16.1513″	141°48′16.2474″
61	39°57′16.4425″	141°48′15.8663″
62	39°57′16.6826″	141°48′15.9672″
63	39°57′16.7461″	141°48′15.9939″
64	39°57′16.8532″	141°48′17.2488″
65	39°57′16.6721″	141°48′17.7273″
66	39°57′17.5012″	141°48′18.2807″
67	39°57′17.9559″	141°48′18.8857″
68	39°57′18.3928″	141°48′19.5097″
69	39°57′18.6400″	141°48′19.8453″
70	39°57′18.7313″	141°48′20.0652″
71	39°57′18.7938″	141°48′20.2821″
72	39°57′18.8265″	141°48′20.6372″
73	39°57′18.8619″	141°48′21.1672″
74	39°57′18.9416″	141°48′21.7050″
75	39°57′19.1726″	141°48′21.2499″
76	39°57′19.3590″	141°48′20.9039″
77	39°57′19.5253″	141°48′20.5367″
78	39°57′19.9258″	141°48′19.8739″
79	39°57′20.2467″	141°48′19.3501″
80	39°57′20.3794″	141°48′19.1793″
81	39°57′20.5711″	141°48′19.0025″
82	39°57′20.9556″	141°48′18.7259″
83	39°57′21.2009″	141°48′18.6570″
84	39°57′21.2188″	141°48′18.0909″
85	39°57′20.9435″	141°48′17.1406″
86	39°57′21.2495″	141°48′16.2112″
87	39°57′21.2620″	141°48′15.7013″
88	39°57′21.0360″	141°48′15.4333″
89	39°57′21.0405″	141°48′14.8694″
90	39°57′21.0338″	141°48′14.3546″
91	39°57′20.9843″	141°48′14.0982″
92	39°57′20.9050″	141°48′13.6553″
93	39°57′20.8374″	141°48′13.4458″
94	39°57′20.8354″	141°48′13.2011″
95	39°57′20.8628″	141°48′13.2008″
96	39°57′20.9372″	141°48′13.2001″
97	39°57′20.9256″	141°48′13.3157″
98	39°57′21.1770″	141°48′13.9993″
99	39°57′21.3157″	141°48′14.2091″
100	39°57′21.3161″	141°48′14.8708″
101	39°57′21.3692″	141°48′15.2226″
102	39°57′21.5509″	141°48′15.4938″
103	39°57′21.9408″	141°48′15.6523″
104	39°57′21.8497″	141°48′16.2151″
105	39°57′21.8330″	141°48′16.5149″
106	39°57′22.0079″	141°48′16.6436″
107	39°57′21.8777″	141°48′17.0926″
108	39°57′21.8205″	141°48′17.4607″
109	39°57′21.9458″	141°48′17.8898″
110	39°57′21.9975″	141°48′18.2614″
111	39°57′21.9960″	141°48′18.5719″
112	39°57′22.0796″	141°48′19.4855″
113	39°57′21.8703″	141°48′19.8430″
114	39°57′22.0178″	141°48′20.0780″
115	39°57′22.0206″	141°48′20.4289″
116	39°57′21.8503″	141°48′20.5920″
117	39°57′21.3381″	141°48′20.7436″
118	39°57′21.0846″	141°48′20.5928″
119	39°57′20.7345″	141°48′20.8978″
120	39°57′20.6157″	141°48′20.7080″
121	39°57′20.5778″	141°48′20.6473″
122	39°57′20.4674″	141°48′20.4709″
123	39°57′19.9360″	141°48′20.9689″
124	39°57′19.6538″	141°48′21.2141″
125	39°57′19.4120″	141°48′21.5018″
126	39°57′19.0676″	141°48′22.0610″
127	39°57′19.0392″	141°48′22.1937″
128	39°57′19.1812″	141°48′22.3036″
129	39°57′19.2340″	141°48′22.3444″
130	39°57′19.2692″	141°48′22.3717″
131	39°57′19.0574″	141°48′22.8391″
132	39°57′19.0660″	141°48′22.8855″
133	39°57′19.1086″	141°48′23.1529″
134	39°57′19.1772″	141°48′23.6687″
135	39°57′19.2029″	141°48′23.9220″
136	39°57′19.3208″	141°48′24.5101″
137	39°57′19.3455″	141°48′24.9398″
138	39°57′19.3326″	141°48′25.0987″
139	39°57′19.3105″	141°48′25.3695″
140	39°57′19.2202″	141°48′26.2112″
141	39°57′19.1869″	141°48′27.0528″

142	39° 57′ 19.1640″	141° 48′ 27.8340″
143	39° 57′ 19.1385″	141° 48′ 28.7368″
144	39° 57′ 19.1484″	141° 48′ 29.3625″
145	39° 57′ 19.1629″	141° 48′ 29.5564″
146	39° 57′ 19.1929″	141° 48′ 29.7792″
147	39° 57′ 19.2618″	141° 48′ 29.8552″
148	39° 57′ 19.3366″	141° 48′ 30.3441″
149	39° 57′ 19.3588″	141° 48′ 30.5894″
150	39° 57′ 19.4205″	141° 48′ 30.8747″
151	39° 57′ 19.4783″	141° 48′ 31.1605″
152	39° 57′ 19.5626″	141° 48′ 31.2470″
153	39° 57′ 19.4816″	141° 48′ 31.2171″
154	39° 57′ 19.3266″	141° 48′ 31.1598″
155	39° 57′ 19.3201″	141° 48′ 31.1574″

○国土交通省告示第五百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下中野の沢二

二　砂防法第二条の土地の表示

岩手県下閉伊郡岩泉町小本の区域内の土地のうち、次の一点から三十一点までを順次結んだ線及び一点と三十一点を令和四年国土交通省告示第千二百二十七号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39° 50′ 58.6923″	141° 57′ 34.4474″
2	39° 50′ 58.3696″	141° 57′ 34.5846″
3	39° 50′ 57.9849″	141° 57′ 34.7482″
4	39° 50′ 57.9470″	141° 57′ 34.6203″
5	39° 50′ 57.4116″	141° 57′ 34.8660″
6	39° 50′ 56.9455″	141° 57′ 35.0863″
7	39° 50′ 56.5465″	141° 57′ 35.2778″
8	39° 50′ 56.3780″	141° 57′ 35.3587″
9	39° 50′ 56.2764″	141° 57′ 35.4043″
10	39° 50′ 56.1744″	141° 57′ 35.1544″
11	39° 50′ 55.9820″	141° 57′ 34.6777″
12	39° 50′ 55.9380″	141° 57′ 34.6783″
13	39° 50′ 55.9321″	141° 57′ 34.4864″
14	39° 50′ 56.1880″	141° 57′ 34.5087″
15	39° 50′ 56.3417″	141° 57′ 34.5183″
16	39° 50′ 56.4708″	141° 57′ 34.2401″
17	39° 50′ 56.5582″	141° 57′ 34.1400″
18	39° 50′ 56.7080″	141° 57′ 34.3401″
19	39° 50′ 56.8808″	141° 57′ 34.2555″
20	39° 50′ 56.9670″	141° 57′ 34.3466″
21	39° 50′ 57.1858″	141° 57′ 34.1681″
22	39° 50′ 57.2763″	141° 57′ 34.1328″
23	39° 50′ 57.3845″	141° 57′ 34.1324″
24	39° 50′ 57.4213″	141° 57′ 33.9979″
25	39° 50′ 57.5953″	141° 57′ 33.8174″
26	39° 50′ 57.8092″	141° 57′ 33.7961″
27	39° 50′ 57.9373″	141° 57′ 34.0017″
28	39° 50′ 58.0512″	141° 57′ 33.9480″
29	39° 50′ 58.1104″	141° 57′ 33.8052″
30	39° 50′ 58.1994″	141° 57′ 33.7250″
31	39° 50′ 58.3869″	141° 57′ 33.7724″

○岐阜県公安委員会告示第十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年七月六日まで

変更後　指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前　指定の期限　令和七年七月六日まで

変更後　指定の期限　令和七年十月六日まで

○愛知県公安委員会告示第十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

愛知県公安委員会委員長　藤森　利雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年七月六日まで

変更後　指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前　指定の期限　令和七年七月六日まで

変更後　指定の期限　令和七年十月六日まで

○三重県公安委員会告示第十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

三重県公安委員会委員長　志田　幸雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年七月六日まで

変更後　指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前　指定の期限　令和七年七月六日まで

変更後　指定の期限　令和七年十月六日まで

○京都府公安委員会告示第百三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年七月六日まで

変更後　指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

○大阪府公安委員会告示第九十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

○兵庫県公安委員会告示第百三十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

○鳥取県公安委員会告示第六十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

鳥取県公安委員会委員長　勝部　芳子

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

○島根県公安委員会告示第十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

島根県公安委員会委員長　藤田　和雄

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日島根県公安委員会告示第七十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

○岡山県公安委員会告示第八十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

岡山県公安委員会委員長　内田　通子

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年七月六日まで
　変更後
　　指定の期限　令和七年十月六日まで

人事異動

公正取引委員会

（近畿中国四国事務所長）内閣府事務官　片桐　一幸
官房付に転任させる（六月三十日）
（経済取引局長）内閣府事務官　岩成　博夫
事務総長に昇任させる
（審査局長）同　大胡　勝
経済取引局長に配置換する
（官房政策立案総括審議官）同　品川　武
審査局長に配置換する
（審査局審査管理官）同　塚田　益徳
官房総括審議官に昇任させる
（官房総括審議官）同　藤井　宣明
官房政策立案総括審議官に配置換する
（経済社会総合研究所総括政策研究官）同　稲熊　克紀
公正取引委員会事務総局審査局審査管理官に転任させる
（官房総務課長）同　南　雅晴
近畿中国四国事務所長に昇任させる
（審査局管理企画課長）同　堀内　悟
官房サイバーセキュリティ・情報化参事官に配置換する
（経済取引局企業結合課長）同　五十嵐俊子
官房参事官（競争環境整備）に配置換する
（官房人事課長）同　天田　弘人
官房総務課長に配置換する

（官房総務課長補佐（総括担当））
同　佐藤　正直
官房総務課企画官に昇任させる
（消費者庁表示対策課長）同　高居　良平
公正取引委員会事務総局官房人事課長に転任させる
（官房人事課長補佐（総括担当））
同　池澤　大輔
経済取引局総務課デジタル市場企画調査室長に昇任させる
（官房参事官（競争環境整備））
同　田邊　貴紀
経済取引局調整課長に配置換する
（経済取引局総務課長補佐（総括担当））同
牟田　和弥
経済取引局調整課企画官に昇任させる
（審査局審査長（第二審査長））
同　奥村　豪
経済取引局企業結合課長に配置換する
（官房総務課企画官（経済分析担当））同
口ノ町達朗
経済取引局企業結合課上席企業結合調査官に配置換する
（審査局犯則審査部特別審査長（第二特別審査長））同
垣内　晋治
経済取引局企業結合課企業結合研究官に配置換する
（官房サイバーセキュリティ・情報化参事官）同
西川　康一
経済取引局取引部取引企画課取引研究官に配置換する
（中小企業庁経営支援部経営支援課長）経済産業事務官
柴山　豊樹
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課長に転任させる
（官房総務課長補佐（国会担当））
関根　由詔
経済取引局取引部企業取引課上席下請取引検査官に昇任させる
（審査局審査長（第三審査長））
同　横手　哲二
審査局管理企画課長に配置換する
（経済取引局調整課企画官）同　久保田卓哉
審査局管理企画課企画室長に配置換する
（審査局審査長（第五審査長））
同　池田　卓郎
審査局審査長（第一審査長）を命ずる
（消費者庁消費者制度課企画官）
同　原田　郁
公正取引委員会事務総局審査局審査長（第二審査長）に昇任させる
（審査局管理企画課企画室長）
同　十川　雅彦
審査局審査長（第三審査長）に昇任させる
（経済取引局取引部企業取引課上席下請取引検査官）同
大澤　一之
審査局審査長（第四審査長）に昇任させる
（審査局訟務官のもとの審査専門官（訟務官補佐（総括担当））同
山本　浩平
審査局審査長（第四審査長）のもとの上席審査専門官（デジタルプラットフォーマー担当）に昇任させる
（経済取引局総務課デジタル市場企画調査室長）同
稲葉　僚太
審査局審査長（第五審査長）に昇任させる
（経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局取引監視課長）経済産業事務官
下津　秀幸
公正取引委員会事務総局審査局犯則審査部特別審査長（第二特別審査長）に転任させる
（審査局審査長（第四審査長））
同　岡田　博己
（官房総務課企画官）同
島袋　功一
消費者庁に出向させる（各通）
（経済取引局調整課長）同
福田　誠
（経済取引局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室長）
同　松風　宏幸
財務省に出向させる（各通）
（経済取引局取引部企業取引課長）同
亀井　明紀
（経済取引局企業結合課上席企業結合調査官）同
栗谷　康正
経済産業省に出向させる（各通）
（財務省四国財務局理財部長）
山田　卓
財務事務官
デジタル庁に出向させる
（事務総長）内閣府事務官
藤本　哲也
願に依り本官を免ずる
（官房付）同
片桐　一幸
（審査局審査長（第一審査長））
同　遠藤　光
辞職を承認する（各通）（以上七月一日）

復興庁

（統括官）復興事務官
山野　謙
復興庁事務次官に昇任させる
倫理監督官を命ずる
人事管理官を免ずる
障害者雇用推進者を免ずる
復興庁事務次官
宇野　善昌
辞職を承認する
（国土交通省不動産・建設経済局長）国土交通事務官
平田　研
復興事務官（統括官）に転任させる
人事管理官を命ずる
障害者雇用推進者を命ずる
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官
新居　泰人
復興事務官（統括官）に転任させる
（統括官）復興事務官
桜町　道雄
経済産業省に出向させる
（金融庁総合政策局参事官（地域金融担当））内閣府事務官
田部　真史
復興事務官（統括官付審議官）に併任する
（金融庁総合政策局参事官（証券・郵政担当））同
山下　正通
復興事務官（統括官付審議官）の併任を解除する
（国土交通省東北運輸局次長）
佐藤　敬
国土交通技官
復興事務官（宮城復興局長）に昇任させる
（宮城復興局長）復興事務官
佐々木政彦
国土交通省に出向させる
（国土交通省近畿地方整備局建政部長）国土交通事務官
中橋宗一郎
（農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所長）農林水産技官
都築　慶剛
復興事務官（統括官付参事官）に転任させる（各通）
（文部科学省大臣官房付）文部科学技官
氏原　拓
復興事務官（統括官付参事官）に昇任させる
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官
紺野　博行
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官
市川　紀幸
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官
石丸浩太郎
（内閣府大臣官房）内閣府事務官
中村　武史
（総務省大臣官房付）総務事務官
山口　研悟
復興事務官（統括官付参事官）に併任する（各通）
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官
江原一太朗
（同）同
光安　達也
（同）同
後藤　隆昭
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官
大木　雅文
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官
矢澤　祐一
（内閣府大臣官房）内閣府事務官
末満　章悟
（総務省大臣官房付）総務事務官
市川　康雄
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（各通）
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官
宮部　勝弘
復興事務官（福島復興局次長）に併任する
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官
樋本　諭
復興事務官（福島復興局次長）の併任を解除する
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官
神田　忠士
復興事務官（岩手復興局付）の併任を解除する
統括官付参事官の併任を解除する
宇野　善昌
復興庁顧問に任命する（以上七月一日）

最高裁判所

神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補・姫路簡易裁判所判事　西條　壮優
千葉家庭裁判所判事補に補する
兼ねて千葉地方裁判所判事補に補する
千葉簡易裁判所判事に補する
那覇地方裁判所判事補兼那覇家庭裁判所判事補・沖縄簡易裁判所判事　坂口　奨太
東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する
札幌家庭裁判所判事補兼札幌地方裁判所判事補・札幌簡易裁判所判事　宮　里美
神戸地方裁判所判事補に補する
兼ねて神戸家庭裁判所判事補に補する
神戸簡易裁判所判事に補する（以上六月二十九日）
山口地方裁判所判事兼山口家庭裁判所判事・山口簡易裁判所判事　末永　雅之
広島高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
広島簡易裁判所判事に補する
高松高等裁判所判事・高松簡易裁判所判事　阿多　麻子
山口地方裁判所判事に補する
山口地方裁判所長を命ずる
兼ねて山口家庭裁判所判事に補する
山口家庭裁判所長を命ずる
山口簡易裁判所判事に補する
山口簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事・尼崎簡易裁判所判事　藤田　昌宏
高松高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
高松簡易裁判所判事に補する
京都地方裁判所判事・京都簡易裁判所判事　倉地　康弘
神戸地方裁判所判事に補する
神戸地方裁判所尼崎支部勤務を命ずる
神戸地方裁判所尼崎支部長を命ずる
兼ねて神戸家庭裁判所判事に補する
神戸家庭裁判所尼崎支部勤務を命ずる
神戸家庭裁判所尼崎支部長を命ずる
尼崎簡易裁判所判事に補する
尼崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　中山　誠一
京都地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
京都簡易裁判所判事に補する
福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補・小倉簡易裁判所判事　佐藤みなと
東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する（以上六月三十日）
判事兼簡易裁判所判事　山田　裕文
大阪地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
簡易裁判所判事　小田誉太郎
仙台簡易裁判所判事に補する
同　園田　稔
福島簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　遠藤　優
那覇地方裁判所判事補に補する
兼ねて那覇家庭裁判所判事補に補する
那覇簡易裁判所判事に補する
水戸地方裁判所判事補兼水戸家庭裁判所判事補・水戸簡易裁判所判事　田中　悠
東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する
旭川地方裁判所判事補兼旭川家庭裁判所判事補・旭川簡易裁判所判事　中村　憲二
千葉地方裁判所判事補に補する
千葉地方裁判所木更津支部勤務を命ずる
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する
千葉家庭裁判所木更津支部勤務を命ずる
木更津簡易裁判所判事に補する
浜松簡易裁判所判事　古田　学
名古屋簡易裁判所判事に補する（以上七月一日）
秋田地方裁判所判事補兼秋田家庭裁判所判事補・秋田簡易裁判所判事　若園　怜
東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する（七月二日）

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する
赤瀬川淳二
正六位に叙する
小関　健二　高沢　正明　藤田　京三
松岡　直一　宮田　秀文　山田　益男
横山　泰
従六位に叙する（各通）
谷口　直　深谷　好之
正七位に叙する（各通）
武山　登　平野　清司
従七位に叙する（各通）（以上五月二十六日）
（岡山大学名誉教授）　武田　和義
正四位に叙する
大中　捷雄
従五位に叙する（各通）
江守　俊光　神足　徹雄　根岸　祥巨
堀口　近三　松川　護
正六位に叙する（各通）
小野　清七　勝又　盛
小林　信夫　齊藤　脩司　齋藤　公
坂本　二郎　土屋　直三
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
（准空尉）　上田　充
篠宮　豊　増田　昌彦　渡辺　勇吉
従七位に叙する（各通）（以上五月二十七日）
（高エネルギー物理学研究所名誉教授）　中井　浩二
従四位に叙する
上野　宏　垣内　太郎　橋本　猛伸
従五位に叙する（各通）
荒瀬　憲一　猪俣　慧　宇都宮敏子
杉山　孝俊　谷口　正成　鳥山　久雄
細野　育夫　矢島　利枝
正六位に叙する（各通）
板澤　誠　大西　豊　大野　勝
岡　秀昭　小野寺眞志　下谷　一成
新谷三木夫　鳥羽　典生　原口　忠則
廣田　正実
従六位に叙する（各通）
佐藤　忠雄　澤村　健
柳澤　英夫　山添　欣一
正七位に叙する（各通）
鈴木　健二　平田　哲也　堀井　登
従七位に叙する（各通）（以上五月二十八日）
本間　光弥

○叙勲

従六位に叙する（五月二十九日）
赤瀬川淳二
旭日小綬章を授ける
山田　益男
旭日双光章を授ける（以上五月二十六日）
武田　正義
旭日単光章を授ける（五月二十七日）
板澤　誠
旭日双光章を授ける
徳重　政時
旭日単光章を授ける（以上五月二十八日）
武山　登
瑞宝双光章を授ける
齋藤　達見　高沢　正明
谷口　直　吉永　盛行
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十六日）
大中　捷雄
瑞宝小綬章を授ける
小野　清七　土屋　直三
根岸　祥巨　東田　勝弘
瑞宝双光章を授ける（各通）
（准空尉）　上田　充
勝又　盛　渡辺　勇吉
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十七日）
垣内　太郎
（高エネルギー物理学研究所名誉教授）　中井　浩二
瑞宝小綬章を授ける（各通）
上野　宏　宇都宮敏子
岡　秀昭　小野寺眞志
鳥山　久雄　細野　育夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　忠雄　廣田　正実
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十八日）
大西　豊　大野　勝
小野寺眞志　下谷　一成
鳥羽　典生　原口　忠則
澤村　健
山添　欣一
堀井　登
本間　光弥
赤瀬川淳二
山田　益男
武田　正義
板澤　誠
徳重　政時
武山　登
高沢　正明
吉永　盛行
大中　捷雄
土屋　直三
東田　勝弘
上田　充
渡辺　勇吉
垣内　太郎
中井　浩二
大西　豊
澤村　健
矢島　利枝
堀井　登

皇室事項

天皇皇后両陛下モンゴル御訪問御日程

天皇皇后両陛下のモンゴル御訪問の御日程は、次のとおりである。

七月六日
午前　東京御発
午後　ウランバートル（チンギス・ハーン国際空港）御着
夜　シャングリ・ラ（ウランバートル）御宿泊

七月七日
午前　チンギス・ハーン国立博物館御視察
午後　ウランバートル市上下水道公社本部御視察
ガチョール水源御視察
夜　シャングリ・ラ（ウランバートル）御宿泊

七月八日
午前　歓迎式典（スフバートル広場）
大統領閣下及び同令夫人との御会見（政府庁舎）
午後　日本人死亡者慰霊碑御供花
夜　大統領閣下及び同令夫人主催晩餐会（御宿舎）
シャングリ・ラ（ウランバートル）御宿泊

七月九日
午前　モンゴルコーセン技術カレッジ御訪問
午後　ウランバートル市第一四九番学校御訪問
モンゴル日本病院御訪問
在留邦人代表御接見（御宿舎）
夜　シャングリ・ラ（ウランバートル）御宿泊

七月十日
午前　新モンゴル学園御訪問
午後　ガンダン寺御視察
夜　シャングリ・ラ（ウランバートル）御宿泊

七月十一日
午前　ナーダム開会式御臨席（国立中央スタジアム）
午後　弓射競技御覧（弓射競技会場）
日本とゆかりのあるモンゴル人御接見（大使公邸）
夜　シャングリ・ラ（ウランバートル）御宿泊

七月十二日
午前　競馬競技御覧（フイ・ドローン・ホダグ地区）
午後　ホスタイ国立公園御視察
夜　シャングリ・ラ（ウランバートル）御宿泊

七月十三日
午前　ウランバートル（チンギス・ハーン国際空港）御発
午後　東京御着

官庁報告

官庁事項

梯川水系、円山川水系及び加古川水系に係る河川整備基本方針の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、令和七年六月二十七日に、梯川水系、円山川水系及び加古川水系に係る河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

公　告

諸　事　項

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年７月４日　　九州経済産業局長　星野　光明

名　　称	株式会社エヌシーガイドショップ
本店の所在地	鹿児島県鹿児島市東千石町２番30号
登録番号	九州（包）第９号
営業廃止年月日	令和７年３月19日

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年７月４日　　九州経済産業局長　星野　光明

名　　称	株式会社エヌシーガイドショップ
本店の所在地	鹿児島県鹿児島市東千石町２番30号
登録番号	九州（ク）第14号
営業廃止年月日	令和７年３月19日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第５号

埼玉県行田市行田１番４号
清算株式会社　渡邉株式会社
代表清算人　渡邉　久記

１　決定年月日　令和７年６月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（ヒ）第１００２号

千葉市中央区神明町22番１号
清算株式会社　アートタチバナ株式会社
代表清算人　鈴木　卓憲

１　決定年月日　令和７年６月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

千葉地方裁判所民事第４部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０８７号

東京都板橋区板橋１丁目５番10号
清算株式会社　株式会社フォトン

１　決定年月日　令和７年６月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の設計事業及び総務経理業務請負事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年二月十四日
掲載頁　六十五頁（号外第三十号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年二月十四日
掲載頁　七十七頁（号外第三十号）

令和七年七月四日
愛知県豊田市生駒町立入九三番地
（甲）中部技建株式会社
代表取締役　市川　泰久
名古屋市中川区小碓通二丁目二五番地
（乙）株式会社伊藤工務店
代表取締役　伊藤　徳宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建築資機材リース事業及び建築資機材販売事業並びに建設工事請負事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　八十一頁（号外第一四六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年二月十四日
掲載頁　六十五頁（号外第三十号）

令和七年七月四日
名古屋市中川区小碓通二丁目二五番地
（甲）株式会社中部技建
代表取締役　市川　泰久
愛知県豊田市生駒町立入九三番地
（乙）中部技建株式会社
代表取締役　市川　泰久

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する合同会社リベルタ（沖縄県那覇市牧志二丁目一七―三〇パークナード那覇美栄橋五〇三号）に対して不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、貸借対照表の公告義務はありません。

令和七年七月四日
名古屋市北区浪打町二丁目四一番地の二
有限会社エテルノ
代表取締役　宮崎　宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日
千葉県習志野市津田沼一丁目三番一一号昭和第三ビル六階ｉ―Ｏｆｆｉｃｅ内
合同会社サンエイ設備設計
代表社員　山品　映二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日
東京都中央区月島一―二二―一―一四〇九
合同会社Ｅｎｄｓ　ｗｅｌｌ
代表社員　有賀　葉渚

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日
神奈川県横浜市西区浅間町一丁目四番三号
ウィザードビル四〇二　トランク合同会社
代表社員　大林亜治英

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日
相模原市中央区上溝二三〇九番地四上溝倉庫付事務所三―一〇二号室
合同会社ＳＧＭテクノサービス
代表社員　宮崎　陽輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日
山梨県甲府市丸の内一丁目七番三号
合同会社甲府商事
代表社員　永淵　智

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日
三重県伊勢市常磐一丁目一五番二二号
合同会社ＡＲｙ
代表社員　中西芳比朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日
福岡県太宰府市石坂三―五―一三―一〇一
グッドライフパートナー合同会社
代表社員　若杉　静夏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月五日であり、組織変更後の商号はＳＣＲＯＬＬＹ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日
熊本県熊本市西区小島九丁目一番一二号
ＳＣＲＯＬＬＹ合同会社
代表社員　小垣　喜信

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月四日
埼玉県吉川市高富一丁目一三番地三
有限会社サンケイジー
取締役　楠元　啓司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二日
掲載頁　八十八頁（号外第一二一号）
令和七年七月四日
千葉市美浜区高洲三丁目一三番地二
イオンアイビス株式会社
代表取締役　三上　修

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億九百十七万三百十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://toggle.co.jp/

令和７年７月四日

東京都港区六本木一丁目六番一号

トグルホールディングス株式会社

代表取締役　伊藤　嘉盛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年７月四日

東京都港区芝浦一丁目一番一号

シミック株式会社

代表取締役　片山　俊二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百九十万円減少し十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年７月四日

浜松市中央区元城町一一三番地の一七

有限会社七福神

代表取締役　新井　諭之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百二十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年８月十二日であり、株主総会の決議は、令和７年６月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年６月三十日

掲載頁　二二九頁（号外第一四八号）

令和７年７月四日

大阪市生野区鶴橋三丁目五番九号

株式会社柴田ゴム工業所

代表取締役　柴田　純司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年７月四日

鳥取県米子市東福原二丁目六番四五号

有限会社河津地所

代表取締役　河津　憲廣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二千万円減少し、金一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年７月四日

徳島県鳴門市撫養町大桑島字北之組一四番地

桑田有限会社

代表取締役　桑田　金顯

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千四百億円減少し三百三十六億六千四百八十九万六千七百一円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年８月二十九日であり、株主総会の決議は令和７年６月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

令和７年７月四日

東京都港区台場二丁目四番八号

株式会社フジ・メディア・ホールディングス

代表取締役社長　清水　賢治

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億八千七百三十七万二千百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況につきましては次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年４月二十八日

掲載頁　六十六頁（号外第九十五号）

令和７年７月四日

兵庫県尼崎市北初島町一六番六

株式会社エムエヌケイ

代表取締役　田中　規貴

準備金の額の減少公告

当社は、令和７年八月八日を効力発生日とする前川建設株式会社及び株式会社三洋ビルそれぞれとの株式交換（以下「本株式交換」という）により資本準備金の額が増加することを条件として、同日付でその増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年６月二十日

掲載頁　五十六頁（号外第一三八号）

令和７年７月四日

兵庫県加古川市加古川町北在家二六四六番地

三洋プロジェクトホールディングス株式会社

代表取締役　前川　容洋

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千七百五十万円、資本準備金の額を三千七百五十万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

効力発生日は令和７年８月五日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和７年６月二十七日

掲載頁　三十一頁

令和７年７月四日

岩手県大船渡市大船渡町字欠ノ下向一番地二

株式会社テツゲン・メタウォーター・アクアアグリ

代表取締役　並木　学

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千五百十万九千五百四十八円、資本準備金の額を一億六千五百十万九千五百四十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和７年二月十九日

掲載頁　四頁

令和７年７月四日

東京都渋谷区東三丁目一六番三号

株式会社トライアンフ

代表取締役　松下　直樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八二三、七九六、八七〇円、資本準備金の額を七六三、七九六、八七〇円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和７年六月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和７年７月四日

東京都千代田区平河町二丁目八番九号

株式会社ジーネクスト

代表取締役　村田　実

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円、資本準備金の額を三千五百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和７年六月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は、計算書類の公告義務はありません。

令和７年７月四日

名古屋市西区市場木町六三番地

有限会社プラネッツ企画

取締役　加藤　豪

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千万円減少し、それぞれ一億円、五億七百十万四千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十三日

掲載頁　八十四頁（号外第十三号）

令和七年七月四日

大阪府箕面市船場東二丁目一番一五号

クモノスコーポレーション株式会社

代表取締役　中庭　和秀

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月四日

福島県いわき市東田町二丁目二〇番地の八

常盤電設産業株式会社

代表取締役　丹野　勇治

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月四日

岐阜市金園町九丁目二番地

株式会社トヨタレンタリース岐阜

代表取締役　加藤　展之

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月四日

神戸市東灘区魚崎中町四丁目八番一一号

株式会社竹生

代表取締役　河崎　司郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月四日

兵庫県伊丹市中央五丁目五番一八号

伊丹米穀株式会社

代表取締役　北嶋　和子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月四日

広島県府中市元町四二三番地の八

株式会社ケーブル・ジョイ

代表取締役　北川　和紀

任意清算公告

当法人は、令和七年六月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月四日

千葉県君津市久保一丁目七番九号

税理士法人村松会計

代表社員　村松　渉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十三億九千三百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社の最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0111/index.html

令和七年七月四日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

Ｆａｌｃｏｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇ特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十億三千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月二十八日付官報の号外第六十九号七十八頁に掲載されています。

令和七年七月四日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ＬＡＯ６ＪＰ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、令和七年五月三十一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和七年七月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月四日

長崎県長崎市土井首町五一〇番地二

株式会社丸金佐藤造船鉄工所

規約型確定給付企業年金清算人　山賀　勇紀

訂正公告

令和七年六月九日（号外第一二六号）掲載の参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示中、一頁三段九行目から十行目「令和８年２月27日まで」とあるは「令和８年３月31日まで」、二頁二段二十六行目から二十七行目「令和７年６月23日」とあるは「令和７年７月24日」、三十九行目「６月23日（月）」とあるは「７月24日（木）」、三段八行目「７月14日（月）」とあるは「８月19日（火）」、二十五行目「23 June 2025」とあるは「24 July 2025」に訂正します。

令和七年七月四日

関東地方整備局長　岩崎　福久

訂正公告

令和七年六月二十五日（号外第一四三号）一〇二頁掲載の決算公告（枠組）中、代表取締役の氏名「関谷　聡」とあるは「石澤　亮一」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月四日

東京都渋谷区神宮前六丁目一九番二〇号

株式会社荒井商店

代表取締役　石澤　亮一

訂正公告

令和七年六月二十六日（号外第一四四号）掲載の第五十五期決算公告（枠組）中、「※注損失引当金」を削除し訂正いたします。

令和七年七月四日

東京都新宿区西新宿七丁目五番二五号

日本エヌ・ユー・エス株式会社

代表取締役社長　近本　一彦

正　誤

令和七年六月十日公布農林水産省令第二十七号（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

三ページ下段表中改正後欄一七行目から四ページ上段表中改正後欄一二行目までの行頭をそれぞれ一字下げる。

ページ	段	行	誤	正
一二	三		五番	近江市656番
			近江市656番地	近江市野村町

令和七年六月十六日掲載の大津家庭裁判所彦根支部に係る令和七年（家）第三〇二四号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）